

(仮称) 扇町天然ガス発電所建設
プロジェクト

環境影響評価方法書
法対象条例環境影響評価方法書

令和 7 年 12 月

ENEOS Power 株式会社

本書に掲載した地図は、国土地理院の地理院タイル及び基盤地図情報を加工して作成したものである。

この図書の前編は「環境影響評価法」^{*1}及び「電気事業法」^{*2}に基づく「環境影響評価方法書」、後編は「川崎市環境影響評価に関する条例」^{*3}に基づく、「法対象条例環境影響評価方法書」であり、この図書は両者を合冊した構成となっています。

*1：「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）

*2：「電気事業法」（昭和39年法律第170号）

*3：「川崎市環境影響評価に関する条例」（平成11年川崎市条例第48号）

前編：「環境影響評価法」^{*4}及び「電気事業法」^{*4}に基づく「環境影響評価方法書」

*4：以下、「法」といいます。

法に基づく環境影響評価方法書は、法に定められた手続きに基づいて経済産業省による審査が行われます。川崎市長や横浜市長等の意見は、神奈川県知事の意見形成にあたって考慮され、これらの意見は経済産業省に送付されます。

後編：「川崎市環境影響評価に関する条例」^{*5}に基づく、「法対象条例環境影響評価方法書」^{*6}

*5：以下、「条例」といいます。

*6：以下、「条例方法書」といいます。

条例方法書は、法に基づく環境影響評価方法書の対象となっていない環境影響評価項目について、条例に定められた手続きに基づいて川崎市による審査が行われ、審査結果は条例方法審査書として事業者に送付されます。

なお、条例方法書では、前編の法に基づく環境影響評価方法書と重複する記載事項については記載を省略しています。

